

審　查　基　準

令和7年6月28日作成

法　令　名：風営適正化法

根　拠　条　項：第5条第4項

処　分　の　概　要：許可証の再交付

原権者（委任先）：石川県公安委員会

法　令　の　定　め：

規則第1条（許可証再交付申請書の提出）、第12条（許可証の再交付の申請）

審　查　基　準：

標　準　処　理　期　間：14日

申　請　先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課

問　合　せ　先：石川県警察本部生活安全企画課許可等事務指導係
(電話076-225-0110 内線3047)

備　考：